公立大学法人制度の概要について

1 兵庫県立大学の公立大学法人化

(1)公立大学法人兵庫県立大学の概要

公立大学法人化の理由

少子化の進展や大学数の増加による厳しい大学間競争の中で、県立大学が学生や地域にとって魅力ある「知の拠点」としての存在感をさらに強めていくためには、伝統と強みを活かしつつ、地域や社会の要請に応える個性・特色ある取り組みを推進していく必要がある。

こうした取り組みを効果的・効率的に進めるため、公立大学法人へ移行し、大学内部のガバナンス構造の改革を進める。これにより、権限と責任の所在を明確化し、法人を代表する理事長、副理事長と理事会のリーダーシップのもとで、機動的かつ柔軟な大学運営を行い、県民の期待に応えうる新たな県立大学づくりをめざす。

名称等

ア 名称 公立大学法人 兵庫県立大学

イ 設立時期 平成25年4月1日

組織・運営

ア 役員等

(ア) 理事長:1人

大学経営、教育研究両面においてリーダーシップを発揮しながら、総合的な大 学運営と大学改革に取り組むため、理事長を県立大学学長とする。

但し、法人設立後、最初の理事長の任期は4年とする。

(イ) 副理事長: 1人

効率的な大学運営を行うため、経営能力に優れた副理事長を置く。

(ウ) 理 事:6人

副学長及び事務局長等の大学関係者に加え、県民の意向の反映や民間的経営手 法の導入を図るため、外部有識者を理事として登用する。

(I) 監事:2人

法人業務を監査する監事を置く。任期は2年とする。

イ 法人組織

- (ア) 理事会(構成:理事長、副理事長、理事)
 - ・法人の適正な執行体制を確立する観点から理事会を置く。
 - ・定款で定める法人の重要事項の決定については、理事会の議決を経て決定する。

(イ) 審議機関

法人の経営と大学の教育研究の重要事項を審議する機関として、それぞれの審議会を置く。

a 経営審議会:法人の経営に関する重要事項を審議する。

構成:理事長、副理事長、事務局長、理事長が指名する理事・外部有識者

b 教育研究審議会:法人の教育研究に関する重要事項を審議する。

構成:理事長、副理事長、副学長、事務局長、教育研究上の重要な組織の 長、理事長が指名する職員・外部有識者

(ウ) 理事長選考会議

理事長を選考する機関として理事長選考会議を置く。

構成:委員8人(経営審議会委員4人、教育研究審議会委員4人)

- ウ 教職員の身分
 - (ア) 教員の身分は非公務員とする。
 - (イ) 職員は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律に基づき県から派遣する。
- エ 組織・業務の検証

法人設立後4年以内に、法人の組織及び業務の全般について検証し、必要であれば定款の見直しを行う。

目標による管理と評価(詳細は別紙に記載)

- ア 目標と計画の作成
 - (ア)中期目標:法人が6年間に達成すべき目標を県が策定。
 - (イ)中期計画:中期目標を達成するための具体的な計画を法人が作成。
 - (ウ)年度計画:年度毎に実施する事業の計画を法人が作成。
- イ 評価
 - (ア)県の設置する「評価委員会」により、毎年度の業務実績を評価。
 - (イ)中期目標の期間の終了後、目標の達成状況を評価し、その後の業務運営に反映させる。

財務・予算

ア 財産的基礎

法人の財産は、その業務を確実に実施するため必要な土地・建物とし、県から 移譲する。

イ 運営経費

法人は自らが収入する授業料、入学料、外部資金等の財源と県からの運営費交付金により大学運営を行う。

【参考 法人の主な収入見込(平成25年度)】

自己収入(授業料、入学料、外部資金、国庫)等 5,555百万円 県からの運営費交付金等 6,392百万円

計 11,947 百万円

法人運営に対する県の役割

項目	県	法人	連携に関する協議事項
目標の管理・評価	・中期目標の策定・中期計画の認可・各事業年度の業務実績の評価・中期目標達成状況の評価	・中期計画の作成・認可申請・年度計画の作成・届出・中期目標期間終了後、事業報告書を提出	・中期目標・計画の内容 調整・年度計画の作成・学部・学科等の組織改編・県施策との連携・評価方法
予算・財 産	・運営費交付金の交付 ・料金の上限額の認可 ・重要財産等の処分の認 可	・料金(入学料・授業料等)の徴収 ・外部資金の獲得	・大規模施設改修 ・運営費交付金 ・財産処分
人事・給与	・理事長・監事の任命・解 任 ・派遣法に基づき職員を 派遣	・副理事長・理事の任命・ 解任 ・役員報酬の決定・届出 ・教員の採用 ・教職員の勤務条件	・役員等の人事 ・役員報酬 ・派遣職員人事 ・教職員の給与水準

県と大学の連携のため、連絡会議を設置

(2) 県立大学法人化に関するこれまでの経緯と今後のスケジュール

これまでの経過

ア 第2次新行革プラン【抜粋】(平成23年3月議決)

[4 公立大学法人への移行]

県立大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図り、学生や地域にとって魅力ある大学づくりを目的として、平成 25 年度を目途に、公立大学法人への移行を検討する。その際は、個性・特色を生かした大学のあり方や、自律性の確保、効率的な運営について十分な検討を行う。

イ 兵庫県立大学改革委員会【委員長:新野 幸次郎】(平成23年4~9月)

(ア)委員構成

外部有識者6名、県1名、県立大学3名で構成

(外部有識者)

新野幸次郎(財)神戸都市問題研究所理事長、小林俊一東京大学名誉教授、 藤田昌久甲南大学教授、高﨑正弘三井住友銀行名誉顧問、

上杉雅彦神姫バス㈱代表取締役社長、西川京子公認会計士

(イ)提言の主な内容

- ・総合大学として大学統合のメリットを活かし、ブランド力と知名度の向上を 図るとともに、一層の個性化・特色化を図る必要がある。
- ・ 兵庫の強みを活かした先端研究、 高度職業人の養成、 地域創造活動の 一層の活性化と担い手の育成を進めて、地域に積極的に貢献し、世界と交流 する大学をめざすべき
- ・そのためには、大学運営の自律性、意思決定の迅速化などが確保できる公立 大学法人に移行すべき 等
- ウ 学内における検討(平成22年12月~平成23年9月)

県立大学将来計画委員会(委員長:清原学長)に、法人化移行検討部会(部会長:太田副学長)を設置し、大学教員及び事務局職員で構成する3つのワーキンググループにおいて、それぞれ「運営・組織体制」、「人事・給与制度」、「財務・会計制度」の具体的検討を行った。検討結果を踏まえ、大学として法人への移行準備を進める方針を決定。

エ 県立大学法人化の推進に関する予算(平成24年度予算額:61,225千円) 公立大学法人移行への体制整備(財務・会計システムの整備、土地・建物鑑定 評価 等)

オ 定款の議決

公立大学法人兵庫県立大学の定款を議決(平成24年9月県会)

カ 法人に承継させる権利の議決

法人に承継させる出資財産(土地・建物)の範囲及び評価額を議決 (平成 24 年 12 月県会)

キ 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の議決

県が、法人を設立することの規定、地方独立行政法人法により条例で定めることが委任されている事項(評価委員会の設置、重要財産の処分、法人の職員となるものの範囲) 兵庫県立大学附属中高の設置及び管理に関することについて議決(平成 25 年 2 月県会)

ク 公立大学法人設立認可申請

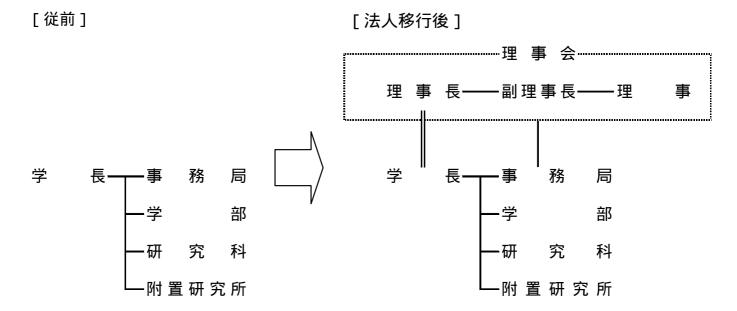
法人設立について、認可申請(総務省・文部科学省)を提出。平成 25 年 3 月 25 認可。 今後の予定(平成25年6月県会に上程する案件)

ア 中期目標

法人が6年間で達成すべき教育、研究、社会貢献、業務運営等に関する「中期目標」 を議案として上程。

イ 法人が徴収する料金の上限を定める議案 法人が徴収する入学料・授業料等の料金の上限を定める議案を上程。

【参考】兵庫県立大学の組織



2 県立大学の現況

学部・研究科・附置研究所

キャンパス名 (H25.4.1~)	学部	大学院研究科
神戸商科キャンパス	経済学部	経済学研究科、経営学研究科
(神戸市西区学園西町8丁目)	経営学部	会計研究科、経営研究科
姫路工学キャンパス	工学部	工学研究科
(姫路市書写)		
播磨理学キャンパス	理学部	物質理学研究科
(赤穂郡上郡町光都3丁目)		生命理学研究科
姫路環境人間キャンパス	環境人間学部	環境人間学研究科
(姫路市新在家本町1丁目)		
明石看護キャンパス	看護学部	看護学研究科
(明石市北王子町)		
神戸情報科学キャンパス	-	応用情報科学研究科
(神戸市中央区港島南町7丁目)		シミュレーション学研究科
淡路緑景観キャンパス	-	緑環境景観マネジメント研究科
(淡路市野島常盤)		
豊岡ジオ・コウノトリキャンパス	-	地域資源マネジメント研究科(仮称)
(豊岡市祥雲寺)		平成 26 年 4 月開設予定

(附置研究所)

(附直研究所)		
名 称	業務内容	
政策科学研究所	地域の政策に関する総合研究	
(神戸学園都市キャンパス内)		
高度産業科学技術研究所	産業科学技術の先端研究	
(播磨光都キャンパス内)		
自然・環境科学研究所	自然及び環境の総合研究	
自然環境系(人と自然の博物館内) (三田市弥生が丘6丁目)	・丹波竜化石の発掘プロジェクトの推進 ・生物多様性と生態系の維持・保全に関する研 究 等	
景観園芸系(淡路景観園芸学校内) (淡路市野島常盤)	・緑地空間、自然と都市の先導的デザイン技術な どの調査・研究 等	
田園生態系(コウノトリの郷公園内) (豊岡市祥雲寺)	・コウノトリの野生復帰プロジェクトの推進 ・山陰海岸ジオパークに関する研究 等	
宇宙天文系(西はりま天文台) (佐用郡佐用町西河内)	・宇宙進化、宇宙構造の解明につながる研究 等	
森林・動物系(森林動物研究センター内) (丹波市青垣町沢野)	・野生動物の行動や生態、生息環境に関する研究 ・野生動物の保全や管理にかかわる指導員の育成 等	
地域ケア開発研究所 (明石キャンパス内)	地域における看護の開発に関する研究	

目標と計画の作成

中期目標:法人が6年間に達成すべき目標を県が策定

中期計画:中期目標を達成するための具体的な計画を法人が作成

年度計画:年度毎に実施する事業の計画を法人が作成

評価

県の設置する「評価委員会」により、毎年度の業務実績を評価

中期目標の期間の終了後、目標の達成状況を評価し、その後の業務運営に反映させる。

目標から業務反映までの流れ

国の独立行政法人制度と同様、「目標 計画 評価 業務運営への反映」という流れを義務づけ 法人の業務実施を評価する評価委員会を設立団体の附属機関として設置 中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般を見直し

中期目標(設立団体が策定)

- ・法人が6年間に達成すべき目標
- ・設立団体の長が、法人と評価委員会の意見を踏まえて策定
- ・議会の議決を経て決定し公表

(期間:6年間)

中期計画(法人が作成) (期間:6年間)

- ・法人が中期目標を達成するための具体的な計画
- ・法人が作成し、設立団体の長が、評価委員会の意見を踏まえて 認可。認可後、法人は遅滞なく中期計画を公表

6年経過後

年度ごとの計画と評価のしくみ

年度計画の作成 (法人が作成)

- ・法人が年度毎に実施する事業の計画
- ・法人は設立団体の長に届出、公表

業務実績の評価 (評価委員会)

- ・法人は各事業年度の業務実績について、評価委 員会の評価を受ける。
- ・評価委員会は評価結果を設立団体の長に報告す るとともに、公表
- ・設立団体の長は、評価結果を議会に報告

計画達成状況(中期目標) の評価 (評価委員会)

- ・法人は、中期目標の期間の終了後、中期目標に係る事業報告書を 設立団体の長に提出
- ・評価委員会は、中期目標の達成状況を評価し、設立団体の長に提 出するとともに公表
- ・設立団体の長は、中期目標に係る法人の事業報告とその評価結果 を議会に報告

法人設立後4年以内に、組織の在り方その他組織及び業務全般にわたる検討の結果に基づき、定 款の見直しを行う際に、必要に応じて、中期目標の見直しを行う。

4 中期目標の項目

- (1) 中期目標の期間
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (教育・研究・社会貢献)
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る 情報の提供に関する事項
- (6) その他業務運営に関する重要事項

【参考】県、大学及び評価委員会との関係

兵庫県(設立団体)

運営の基本的事項の設定 (定款・中期目標等)

交付金、出資・貸付等により法人の 取組を支援

教育研究の特性に配慮が必要

知事の役割

【議会の議決事項】

定款の策定・変更

中期目標の策定・変更

料金の上限の認可

出資

運営費交付金の交付等

重要財産の処分等

解散

中期計画の認可

理事長、監事の任命

違法行為の是正命令

年度評価結果の議会への報告 など

公立大学法人兵庫県立大学

自立性・機動性を発揮した大学運営 「中期目標」・「中期計画」の達成



兵庫県公立大学法人評価委員会

意見、評価結果・勧告内容を知事に報告

(委員:5人)

中期目標、中期計画等に対する知事への 意見

各事業年度、中期目標期間終了時の評価 必要に応じ業務運営の改善勧告



新行革プラン

改革の基本方向

- 1 知識基礎社会の到来や 18 歳人口の減少が進む中、より高度な人材の育成や国際競争力のある研究水準の確保、地域社会との連携強化など多様化するニーズに対応するため、各学部・研究科等の個性・特色を生かして教育・研究・社会貢献等の各分野に積極的に取り組み、自律的かつ効率的な大学運営を行う。
- 2 県立大学の自律性を高めることにより、<u>学生や地域にとって魅力ある大学づくりを推進</u>するとともに、<u>業務運営の効率化を図る</u>ことを目的として、公立大学法人兵庫県立大学を設立する。

評価委員会の評価結果と提言

兵庫県立大学評価委員会(委員長:石川啓元関西大学長)が、第3期中期計画業務実績の進捗状況について評価し、あわせて 今後の大学運営への提言を取りまとめ

教育の一層の充実・強化

- 1 評価できる取組
- (1)経営研究科(MBA)等の開設による高度専門職業人の育成(3)
- 2 改善が求められる取組
- (1) F D (ファカルティ・デベロップメント) の充実等による
教員の教育能力の向上(4)
- (2)学生の基礎学力を高める教育の充実(4)
- (3)学生の生活・就職支援の充実(5)
- 3 今後に期待すること
- (1)語学能力に加え、論理的な思考力・表現力と積極性を持つ グローバル人材の育成をめざす教育の構築(1)
- (2)留学生の少ない理系学部をはじめ、全学的な<u>留学生の受入</u> 拡大(1)
- (3)ひょうごの強みを活かした特色ある教育の積極的な展開(2)
- (4)学生の基礎学力の向上のための教養教育の充実・強化(4)
- (5)総合大学としてのメリットを活かした教育の推進(4)

中期目標(案)

基本的な目標

- (1) 少子化の急激な進展や大学設置数の増加、グローバル化等により、大学間競争が激化する中、より高度な人材の育成や国際競争力のある研究水準の確保、地域社会との連携強化など多様化した社会のニーズに対応し、教育・研究・社会貢献等の各分野において、各学部・各研究科等の個性・特色を生かした積極的な取り組みが求められている。
- (2) 新たに設立した公立大学法人兵庫県立大学は、理事長、副理事長と理事会のリーダーシップのもとで、自律的かつ効率的な大学運営により、伝統と強みを活かし、学生や地域にとって魅力ある個性・特色豊かな大学づくりをめざした取り組みを推進する。

【今後一層めざすべき大学像】

地域に根ざし、地域の期待に応える大学

国際的な教育・研究水準を満たす大学

総合大学としてのメリットを活かした教育・研究を行う大学

国内外の大学や研究機関との連携を重視する大学

幅広い教養を身につけ、国際的に自立できる学生を育てる大学

教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【次代を支え挑戦する人材の育成】

幅広い教養とグローバルなコミュニケーション能力を備え、主体的に学び・考え・行動できる課題解決能力に優れた人 材育成や地域や時代ニーズに応える教育の質の向上をめざす。

(1)グローバル社会で自立できる高度な人材の養成

文部科学省の博士課程教育リーディングプログラムを活用した産学官で活躍できるリーダーの養成 国際キャリアコース(英語による専門教育)の拡充による人材の育成

論理的思考力・プレゼンテーション能力・コミュニケーション能力の向上を図る教育内容・方法の検討 学術交流協定大学の増加等による留学生の派遣・受入体制の整備

(2)ひょうごの強みを活かした特色ある教育の展開

コウノトリや山陰海岸ジオパーク、丹波竜、天文科学センター等の多様な地域資源を保全・活用・マネジメントできる人材の育成 S Pring-8、SACLA、「京」、ニュースバル等の高度な研究基盤を活用した先端研究を担える人材の育成 阪神・淡路大震災の経験や知見を活用した防災教育の充実・推進等特色ある教育の展開

(3)地域のニーズに応える専門家の養成

本県産業の核となる企業の振興に寄与する人材の養成

高齢化社会の進展に対応した医療・介護分野におけるマネジメント能力を有する人材の養成

(4)質の向上をめざす教育改革の推進

総合大学としてのメリットを活かし、幅広い教養と高い能力を有する人材を育成するための多様なカリキュラムの編成 教員の教育能力の向上を図るための F D (ファカルティ・デベロップメント)等の推進

(5)修学、生活、キャリア形成など学生支援の充実

キャリアセンターを中心とした就職支援の充実・強化

学生の成績向上のインセンティブとなる奨学制度の検討

同窓会と連携した卒業生の情報把握と交流の拡大

評価委員会の評価結果と提言

研究のさらなる発展・高度化

- 1 評価できる取組
- (1)県内に集積する<u>高度な研究基盤を活用した先端研究</u>の推 進(1)
- 2 改善が求められる取組
- (1)研究資源の重点配分を行うための全学的な体制整備(3)
- 3 今後に期待すること
- (1)最先端研究を推進し、世界レベルで評価される国際的な研究拠点となることをめざす(1)
- (2)<u>地域資源の活用</u>や<u>地域課題の解決</u>に向けた<u>研究</u>のさらなる推進(2)

社会貢献の積極的な展開

- 1 評価できる取組
- (1)地域との連携・協働活動に全学的に取り組む地域創造機構の開設(2)
- 2 改善が求められる取組
- (1)産学連携の全県的展開の強化(1)
- 3 今後に期待すること
- (1)地域産業との連携を強化し、<u>先端研究の成果還元</u>を積極的に行い、ひょうごのものづくりに貢献(1)
- (2)各キャンパス地域の活動拠点として、地域との連携・協働を推進(2)
- (3) 留学生・研究者交流を拡大し、ひょうごの強みを活かし た<u>国際性豊かな大学</u>をめざす(3)

中期目標(案)

2 研究に関する目標

【地域に貢献し世界へ発信する研究の推進】

県内の高度な研究基盤を活かした先端研究を、様々な分野の研究機関等との連携により推進するとともに、地域資源を 活用した地域課題解決につながる研究の推進をめざす。

(1)高度な研究基盤を活用した先端研究の推進

ナノ・マイクロ構造科学研究センターによる超微細加工技術の研究開発

理化学研究所・播磨事業所と連携した次世代ピコバイオロジー研究の推進

理化学研究所・計算科学研究機構と連携したシミュレーション学研究の推進

(2)地域資源を活用した地域に貢献する研究の推進

地域資源の保全・活用・マネジメントを研究する研究科の開設

コウノトリの野生復帰や丹波竜の発掘、ワイルドライフマネジメント等、地域資源を活用した研究の推進

県立病院と連携した出産・育児ケアに関する研究の推進

(3)研究拠点の形成・発展のための重点資源配分

外部資金を活用した研究拠点への重点資源配分

3 社会貢献に関する目標

【地域再生の核としての社会貢献の推進】

地域課題や地域産業の技術開発上の課題解消を支援し、社会や地域に貢献するため、教員、学生の持つ能力を結集した 活動をめざす。

(1)産学連携活動の充実と全県展開

産学連携機構神戸ブランチの設置等、連携活動の全県展開

放射光ナノテクセンター等による放射光産業利用の推進

(2)環境・景観・地域創造など地域の核となる大学づくりの推進

地域課題等の情報の共有化や、教員と自治体・住民組織とのマッチング等、地域創造機構の活動の充実・強化 文部科学省のCOC事業等を活用した地域課題解決や新たな地域づくりの支援

(3)ひょうごの特色を活かした国際交流の推進

防災・災害看護等の大学の特色を活かした国際フォーラム、セミナー等交流事業の積極的な開催 HUMAPの活用や大学コンソーシアムひょうご神戸と連携した留学生・研究者交流の拡大

国際交流機構の充実による海外大学との交流拡大

評価委員会の評価結果と提言

自主的・自律的な管理運営体制の確立

- 1 評価できる取組
- (1)公立大学法人化の推進
- 2 改善が求められる取組
- (1)<u>教育研究環境</u>を魅力あるものとするための<u>計画的な整備</u> 4 - (2)
- (2) <u>知名度向上、プラント゚力強化のための戦略的広報</u>の展開 3 (2)
- 3 今後に期待すること
- (1)マネジメント能力を高め、リーダーシップが発揮できる<u>効率的で簡素</u> な組織整備 1 (1)・(4)
- (2)本部主導のもと、<u>ニ-ズに的確に対応する大学改革</u>の推進 1 - (3)
- (3) 戦略的な広報活動の展開や伝統をイメージできる名称の検討などにより、プランドイメージの浸透を図る3 (2)

新行革プラン

公立大学法人兵庫県立大学(抜粋)

- 1 県政との連携
- (1)大学運営に関する重要事項について協議する<u>連絡協議会を</u> 設置し、県との円滑な連携調整を図る4 - (1)
- 2 外部資金、競争資金の確保
- (1)産学連携機構のコーディネーターや各教員の活動強化により、<u>受託</u>研究費、共同研究費、寄付講座等の一層の獲得を目指す 2 (1)
- 3 教職員体制の見直し
- (1)教員定数は、平成30年度までに10%程度削減するとともに、 削減した定数の1/2に相当する5%程度を新規事業枠として 設け、新たな教育研究ニーズへの対応に活用2-(2)
- (2)教育、研究、社会貢献、学内業務等の活動に対する<u>教員評価</u> <u>を導入</u>し、<u>評価結果を処遇等へ反映</u> 1 - (2)
- 4 評価システム等の確立
- (1)県立大学評価委員会及び認証評価機関による評価や評価結果の公表など、評価システムの確立による質の向上を図る3-(1)

法人の定款(附則)

1 この定款は、施行の日から起算して<u>4年以内</u>に、<u>法人の組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討</u>の結果に基づき、必要な見直しを行うものとする4-(5)

中期目標(案)

自律的・効率的な管理運営体制の確立に関する目標

【ガバナンスの充実・強化による戦略的経営の推進】

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1)大学改革の推進力となる法人組織の構築

権限と責任の明確化及びアウトソーシング等を活用した事務の効率化

(2)教員一人ひとりが能力を発揮できる教員組織の構築

F D や教員評価制度の効果的な運用・見直し

- (3)社会や地域のニーズに的確に対応する教育研究組織の構築 多様化するニーズに対応した学部・学科等の再編検討
- (4)効率的な業務執行方法の確立

事務処理方法や執行体制、研究費配分方法等の見直し

2 財務内容の改善に関する目標

- (1)法人の自律性確保のための自主財源の確保 外部資金獲得に向けた支援体制の充実や収入源の多様化
- (2)中長期的な視点に立った経常経費の抑制 経営の一層の効率化による経費の抑制 行革プランに基づく適正な教職員数の配置
- (3)資産の適正な運用管理

経営的視点に立った資産の効率的・効果的な運用・活用

3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1)自己点検・評価、監査の実施

学内における自己点検・評価、監査の定期的な実施及び外部評価を踏まえた組織や業務執行の改善・改革

(2)戦略的広報の展開と情報開示

県立大創立 10 周年等を契機に、伝統を生かしたブランドイメージの浸透、知名度の向上中期計画及び年度計画の公表

4 その他業務運営に関する重要目標

(1)県政との密接な連携

大学運営に関する重要事項について県と連絡調整を行う連絡協議会の設置

- (2)魅力ある教育研究環境の計画的な整備
- 最先端工学教育研究拠点・産学連携拠点としての姫路工学キャンパスの整備検討
- (3)学生や教職員の安全管理

各キャンパスの実態に即した安全・衛生管理体制の整備

- (4)法人倫理の確保
 - 法令、社会的規範等のコンプライアンス遵守
- (5)組織及び業務全般にわたる検証の実施

法人発足後3年経過時点(平成28年度)での全般にわたる検証・見直しの実施

今後のスケジュール(案)

【平成25年度】

区分	内容
第3回 5月下旬	中期目標の説明 中期計画案の説明

【6月議会での中期目標議決、中期計画の知事認可】

第4回	6月下旬	中期計画及びH25年度計画の説明
第5回	2月上旬	H25事業年度の業務実績評価(年度評価)の考え方
		財務諸表の承認の考え方・利益処分の考え方

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例(抜粋) (平成25年3月22日条例第9号)

第2章 兵庫県公立大学法人評価委員会

(名称)

第3条 法第11条第1項の規定により県に設置される地方独立行政法人評価委員会の名称は、兵庫県公立大学法人評価委員会とする。

(組織)

第4条 兵庫県公立大学法人評価委員会(以下この章において「委員会」という。)は、委員5人以内で組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第6条 委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する 委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

兵庫県公立大学法人評価委員会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例(平成25年兵庫県条例第9号。以下「条例」という。)第8条の規定により、兵庫県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の出席)

第2条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を 述べ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

- 第3条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。
- 2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当 該委員の出席があったものとみなす。

(会議の公開)

- 第4条 委員会の会議は原則として公開するものとし、議事録は公表する。
- 2 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める場合は、会議及び議事録は非公開とする。
- 3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

(議事録)

- 第5条 委員長は、次の事項を記載した会議の議事録を調整するものとする。
- (1)開催の日時及び場所
- (2)出席した委員の氏名
- (3)案件の内容
- (4)審議の概要
- 2 議事録において、次に掲げる事項は非公開とする。
- (1)発言した委員の氏名
- (2)前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項 (事務局)
- 第6条 委員会の事務局を、企画県民部大学課に置く。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。